(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 第5回 検討部会 議事録

平成23年1月31日 門真市立文化会館1階ホール

議 長:お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 定刻になりましたので、ただいまから第5回(仮称)門真市自治基本 条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。 ここ最近すごく寒いですが、みなさんお風邪などひかえないよう、今 週末には暖かくなるという天気予報を先程聞いてきましたが。 それではまず、事務局より連絡事項等がありますので、よろしくお願 いします。

事務局:それでは、案件に入らせていただく前に、本日の資料の確認させていただきたいと思いますので、お手元の資料の方をご用意ください。まず1ページ目、検討部会の次第、2~3ページ目が本日のレジュメ、4~6ページ目が1月10日に行いました策定部会の要旨をまとめたものを掲載しております。7ページ目は第4回検討部会で皆様に書いていただきました振り返りシートを集計したものを載せております。8~11ページ目が門真市の広報門真12月号で行いました市民アンケートの集計結果を載せております。12~15ページが生活保護制度の概要、これは、後ほど説明させていただきたいと思います。16~24ページ目に門真市情報公開条例を資料として載せております。25~26ページ目審議会等等の公開指針、27~34ページ目門真市立市民公益活動支援センター条例、これを資料として載せております。最終ページ第7回検討部会開催通知、以上、本日の資料としております。

印刷が抜けている、ページが抜けているなどございましたら、事務局 までお申し出ください。

市民アンケートの結果は、今後の議論の参考にしていただければと、思っております。事務局からは以上です。

議 長:では、本日の案件に入らせていただきます。

活発な意見交換を行っていただき、有意義な時間となりますようご協力をお願いいたします。

それでは、今後の進行は先生よろしくお願いいたします。

委員長:みなさんこんばんは、本日このような席を用意いたしましたのは、本日の議題は市民・行政・議会について振り返るということですが、そのポイントとして、「開かれた政策の形成過程のためには」「市民の意識を高め自立するには」について議論したいと思います。行政や議会がどのようなことをしているのかを知らない、また、市民はどうすればいいのかわからない。その原因は情報の共有がされていないということが言えるのかもしれませんし、市民にそういった意識がされていないからかもしれません。とりわけ生活保護に対するご意見が多かったので、「生活保護制度」があると思いますので、情報を共有する一例として「生活保護制度」についてであります。それでは最初にご説明の方よろしくお願いします。

担当者:みなさんこんばんは。本日は、現在の門真市の生活保護の状況を、時間の少ないこともありますので、簡単にご説明させていただきまして、 ご質問等がありましたら、答えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

お手元、12ページからです。生活保護制度の概要ですが、生活保護とは、というところからです。日本国憲法第25条に生存権というものが規定されていまして、具体化した法律というか制度が生活保護法であり生活保護制度ということであります。病気や、働き手を失うなどの事情で、生活が苦しくなった方の自立とか、健康で文化的な最低限度の生活を営んでいただけるようにしていくのが生活保護制度でありまして、実施機関としては各自治体が、それを実施するための責務をおっているというところが保護法の第1条に謳われております。

次に、保護の原理というものが2条から4条までに規定されています。 無差別平等の原理ということで、保護の要件というものが実際あるんですが、受ける前に皆さん要件に当てはまっているのか、審査を行いますが、当てはまっていれば皆さん差別なく平等にいうけることが第2条で、生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものとなってることが第3条に、また、無条件で受けれるということではなく、その家庭で利用できる資産や、親族からの扶養や援助などあらゆるものを利用しても、なお生活できないときに行われます。

次に、3. 保護の原則です。申請保護の原則ですので、必ず申請する人が窓口に来てもらって申請することが原則ですが、ただし、生き倒れなど緊急の状況にあるときは、福祉事務所の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。

生活保護基準ですが、国が定めている基準があり、その中で門真市は一番高い基準になっています。これは、物価などの要件を勘案し、決められるもので。たとえば、四條畷市は低くなっております。生活保護は、世帯の事情に合わせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われるということで、都度、都度保護者の状況把握に努め、必要に応じた保護費を支給するものです。生活保護は、世帯全体を対象として、生活保護が必要かどうかを決定しますので、これも状況把握に努めております。

概要については、以上です。

次に、どれくらいの方が保護を受けているのかということですが、「福祉事務所別保護状況」ということで資料1のとおりとなっておりまが、大阪市に次いで保護率が高い水準であります。比較の表を見ますと他市において保護率が上がっているところが見受けられるという状況であります。

平成20年秋のリーマンショック以降の景気後退で、雇用機会の減少、 雇用状況の悪化等から、その他世帯の増加が著しく、高齢世帯、障害・ 傷病世帯の保護の長期化も相まって、全国的にも申請が伸びているとい うことが現状です。

次に、13ページですが、直近の数字となります。

このような結果になっている主な要因としては、景気の後退や、高齢化及び地理的要因として老朽化した低家賃住宅が多く、不安定所得層の滞留や社会的弱者の流入が多く見られるということが考えられると思います。

こういった中で、本市としても対策をとるということで、門真市生活保護行政対策本部を設置し、13ページのI~Vについて対策を講じていくこととしております。また、15ページには資料についてもご確認いただきたいと思います。

簡単な説明になったかとは思いますが、以上でございます。

委員長: ありがとうございます。それほど長く質疑応答の時間がとれませんが、 何かご質問があればどうぞ。

委員A:生活保護基準について、何がどう高いのかということが分からないのですが。

担当者:地域による差ですが、大きな要因は物価によるものですが、厚生労働省の判断によるものだと思います。資料にもありますように門真は、

一番高いということになっています。また、その差は、何百円というものです。

委員B:こういうのはずっと続くわけではないですよね。保護とは、基本的に 人的なものですね。離反率をどれだけあげておられるかという率は出 ないのでしょうか。

それからもう1点、大東市とはそれほど規模が変わらないと思うのですが、大東市は非常に少ないですね。そのあたりをどう考えておられるのか。

担当者:大東市や他の自治体では、どのようにしておられるかわ分かりませんが、異議申し立てをされているケースが多いとは聞いております。

委員C:北河内の中で何故これだけ門真は多いのですか。大東が約600、四條畷が約400、寝屋川が約6,000、で門真も約6,000となって、施策を手厚くというのはいいけれど、どういう形で行われたのか教えて欲しいです。

基準は、他市と同様で、他市では問題が出ていないでしょう。ハローワークではないので、厚い厚いというやり方でばらまいていったら、財政破綻になると思います。そのあたりをどう考えているかということです。また、それを支払っているのはもともと誰かということです。

委員A:今度、市長が長になって、新しいプロジェクトを立ち上げたと聞いて いますが、それに市民は、入っているのでしょうか。

担当者:入っておりません。

委員A: 先程の委員さんが言ってましたが、私たちもその内容をじかに知りたいと思います。市民も入れてもらった方がいいと思いますが。

委員B:これで市が破綻ということになることが、一番心配です。また、何が 問題かということをはっきりとして欲しい。

委員D:話が変わりますが、門真市に転入してきた人がすぐ生活保護をうける ことができるのか、一定期間ずっと門真に居住している方が生活保護を 受けるのか、そのあたりはどうなのですか。 担当者: 門真市に居住して、生活が困窮するなどの理由で申請があって、該当 すれば保護するということになります。他市から移り住んでこられて、 その方が該当すれば保護するということになります。

委員C:今の回答は、法律上の規定どおりと回答した方がいいと思います。ところで、保護受給者の申請時での居住日数がものすごく短いとかというデータはあるんですか。

担当者:どのくらいとかというデータを出すことは可能かもしれません。

委員C:そのあたりの分析をする必要があるように思います。また、この議論が自治基本条例の議論と関係ないという意見もありますが、ここに門真の問題点があると思うので、必要な議論と思います。それは、市民の問題、議会の問題、行政の問題のあらゆる問題が集約されていると思います。充分話し合ったら価値があると思います。

委員B: そのことについて、もっと具体的に対処していく検討や、また、オー ブンにすることが必要と考えます。

委員E: それはちょっとどうかと思いますね。

委員F:職員は、がんっぱてると思いますし、しかしながら限界があるんで、 地域の力を借りて補完するシステムを作らなければと思います。たと えば、民生委員などは地域のことを良く知っていますが、全体として 地域力が弱くなってしまったことが大きな原因と考えます。 ですから、市の職員頑張れということではなくて、地域力を上げてい くということが、重要な観点だと思います。

(拍手が起こる)

委員G:新聞報道でプロジェクトの件が掲載されていましたが、新聞社から来 たんですか。

担当者:市の方から連絡をとりました。

委員G:私が思うには、こちらが言われたような地域力、つまり行政がやる仕事と我々がやる仕事を明確にしてやるべきだと思います。

委員B:条例に盛り込んでもらいたいですね。

委員長:時間の問題もありますので、議論も深めていきたいところですが、いま、条例というお話が出てきましたが、第3回・第4回の会議録をまとめていただいておりますし、前回策定部会で議論していただいきました。今日は、どういう条例をどういう内容を盛り込んだら、それからみんなで共有できていけるかということを少し議論していきたいと思います。今出ました、地域とかコミュニティーなどの事については、次回に議論しようと考えています。ただ、双方関連しますから意見を言ってはいけないということではありません。

説明だけさせていただきますと、本日の資料の2から3ページ目の方に、私の方で作らせていただいたものがあります。ただ、あくまでも叩き台ということですので、ご理解をいただければと思います。

まず、課題でありますが、情報公開を積極的に。決定へのプロセスを市民に分かりやすく公開すべきであるとか、行政と市民、議会と市民とのコミュニケーションができていない確だろうか、あるいは、議会、議員活動の見直しということで、口利内容の文書化とか、公開とか、住民投票をどうするか、開かれた政策検討の過程というような観点で言えば大きく言うと、この辺りが課題であったのかなと思っています。それを前提に他市の条例を参考にしながら、案ということでつけさせていただいております。文章としては、まだ、整っておりませんし、文語調にするのか、口語調にするのか決めておりませんが、キーワードとして、「わかる」が重要なコンセプトとなっており、本質的なことが表現できているのか、またこういうことを盛り込めばというようなことを議論できればと思います。

まず、まちづくりの理念・もしくは基本原則というように謳っていますが、情報共有や恊働、あるいは、持続可能なまちづくりという言葉が、キーワードになるのかと思っています。

市民の権利・責務という点では、市民は、市制に関する情報を知る権利及び市制に参加・参画する権利を有する。ということで、門真市の情報公開条例を見ますと、公文書の開示を請求する権利を保障するとあり、公文書の開示請求権があるということになります。ただ、知る権利ということになりますと、憲法から発生する権利でありますが、より積極的に知る権利を条文の中に盛り込んでいる自治体がありますので、入れてみました。

それから、市民は相互に交流することで、 多様な価値観を学び、お互 いの立場を尊重し合いまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよ う努めるものとする。という風にさせていただきました。

議会・議員の責務は、議会は、市民が参加しやすく、開かれた議会運営に努めるものとする。それから、議員は市民の代表者として、公正かつ誠実の職務を遂行しなければならない。議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはならない。と整理させていただきました。

市役所の責務ですが、市役所は市政やまちづくりへの参加・参画の機会を積極的に設け、市民からの意見・提案を適切にその施策に反映させるように努めなければならない。市民の参加も視野に入れたわかりやすい広報誌・ホームページ等の充実によって積極的な情報提供に努めなければならない。あるいは、パブリックコメント制度や各種市民相談制度等によって、広聴活動の充実を図るとともに、市民と市役所との交流の場を積極的に設けることとする。ということです。

協働の原則・推進としての原則を記載し、また、住民投票ということも出ましたので。それについて、定めるかどうか、あるいは、非常設型、つまり物事が生じたときに定めるというものにするのか、常設型にするのか、議論が必要なのかなということがあります。

市役所という表現をさせていただいたのは、総合計画で市役所という 表現をしておりますので、使っております。

こうした点を踏まえながら、叩き台をもとに、政策形成過程にとって、 盛り込んでおくべきポイントを盛り込んだ方がいいのかということな どを、検討していただければと思います。

後、右側に、市民の意識を高め自立するためにはということで、市民 に市政やまちづくりについての関心が無い・参加意欲の欠如。モラル が悪い。家庭の教育環境の悪化。芸術・文化が育っていない。みんな が協力できる仕組みが無い・コミュニティの疎遠化つまり人間関係の 疎遠化が課題として挙げられていると思います。

従いまして、条例案としては、市民は門真の歴史、文化資源を学び、 認識し、まちの誇りとして継承しなければならない。ということで町 に関心を持ってもらいたいということではないかと思います。

また、市民の権利・責務としては、市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報の共有をするよう努めるものとする。市民はまちづくりの主役であることを認識し、モラルの向上、自治の推進に努めなければならない。それから、子どもは、社会の一員として健やかに育つ権利がある。子どもは、社会の一員として市政に参加・参画する権利を有する。

次に、市役所の役割ですが、市役所は市民生活に応じて柔軟に運営し、

市民が参加しやすい環境を構築できるように努める。とか、コミュニティは次回ですが、市民は安心して安全に住める地域社会を実現するため、自主的な意思によって、まちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し解決に向けて、自ら行動するように努める。以上のことを叩き台にさせていただきました。

このようなことで意見交換ができればと思います。また、行政の課題で事実関係が知りたいということであれば、職員の方で対応していただければと思いますし、すべての部署の担当者がいてるわけではないので、お答えできないところについては、後日ということでお願いします。

委員B: 門真にある特色を入れたいし、また、義務というものを入れてほしい なと思います。

委員長:義務という表現ですね。

委員B:権利ばかりではなく義務というものが必要と感じています。

委員長:義務という表現をする場合、どのような表現が入ればいいのか提案が あれば。

委員H:言葉の印象なのですが、責務と言えば背負わされる、という感じがあるんです。義務と言ったら、自分からそれを背負う、積極的な意味があり、道徳的にも社会に自分が関わっていこうということが出てくるような感じがあるように思います。

委員C: 責務と言うと、責任と義務なんです。これを併せて責務と言ってるんであって、義務は入っているのですが、生活する上ではニュアンスが違いますね。

委員H:責任と出ると重いですよね。

委員長:一般的に責務という表現が多いので使いましたが、義務ということで 共通認識がとれれば、門真は義務でいいと思います。また、役割とい う表現を使うところもあります。

委員C:情報公開を積極的にということは大賛成です。あらゆる問題を見える

形にできていないということが、問題ではないかと思います。生活保護の問題でも市民には何も見えていない。例えば議員・議会の責務の中で、議会は、市民が参加しやすく、開かれた議会運営に努めるものとする。それから、議員は市民の代表者として、公正かつ誠実の職務を遂行しなければならない。議員は、その権限又は地位を利用することにより、市役所の公正な職務の執行を妨げてはならない、とあるがこれが守られているのか、こういったことが見えない形になっていれば、市民はメスを入れることができないです。それは、条例で見えるようにしよう、この話だけでなくすべてを見える形にしよう、記録に残していこう、それが公開されるということになれば、いい方向になると思います。行政の中でも、どういうことで意思決定されたのか、個人情報等の問題もありますが、そこは消せばいいと思いますが、見える形にすれば市民は非常に参加しやすくなるし、興味もわいて非常にいいと、これを自治基本条例の見える形にするということを是非盛り込んでいきたいと思います。

委員長:市役所の責務で、情報の提供について記載はされていませんが、他市 の条例でもちらほらありますので、このことは先程の妨げてはならな いということを保証するためにということですね。

委員C:見える形にするということは面倒なように見えますが、将来のことを 考えたら、判断も持ちやすいし、自身も持てるようになると思います。 市民に見える形にしておかないと、後で大問題になります。そのよう に理解していただき、いいものだと理解していただきたいです。

委員H:情報公開のツールとしては、何を使っているんでしょうか。今のところ、広報やホームページとか後それ以外には。

委員長:今のお話は情報提供のことになりますが、どこまで情報提供している かということが問題として課題かもしれませんが、情報公開は、市民 からの情報開示請求があって門真が持っている情報を請求に基づいて 公開する。その中のプライバシー等については、明らかにできないと いうことは当然ですが。

委員H:情報請求とは。

委員長:開示請求手続きは門真でもあります。そのために今日は情報公開条例

も資料でつけています。

委員H:それを行ったとしても、ほぼまんべんなく情報が入ってくるような形はとれているのかなと、今まであるだけでホームページに流しましたとか、見てくださいというように言っても、それで全部が見てくれているのか。新聞広告でも配った人の1%が見てくれたら、10%くらいですか、そのうちの何%かは来てくれるとか、いうようなレベルみたいです。

まんべんなくやるという方策を立てないと情報<u>公開</u>(※提供)にしたって結局中途半端にしかならないんじゃないでしょうか。

委員A:情報公開のやり方という問題もあるんですが、誰でも彼でも知るとい うことは無理なことでしょうが、必要なところへ必要な情報を公開す るということですね。だから、いろんな場合に市民が必ず入って行っ て、モニター制というようにしたらとか、私は子育てとかに興味があ るので、考えているのは、子育ての情報を公開すると、でもそれはだ れでも見なくて、興味のある方が見ており、情報の公開(※提供)と いう形と同時に、例えば、子育て中の方や看護師さんなどをしていた がいまはやっていないという方に集まっていただいて、たとえばイベ ント会社に勤めていたけども今は仕事ができないとかいう人に集まっ ていただいて、こういうことが欲しいな、こういうものが欲しいなな どやって情報提供する、みんなで立ち上げてやって、モニター制度を やってとかっていうことを考えてて、今回の子育て支援についても、 議会のを読んでも、第5次総合計画に沿ってやろうとしていることが よくわかるんです。ただニーズに合っているのかどうか、そういうも のをモニター制度をして。今言ったのは子育てに関すること。生活保 護に関することもそういった形を、興味のある人、意見のある人が集 まってそこで情報公開(※提供)ということをやって、そうすること によって、誰でも彼でも知りたいわけではなく、分けてやる方法もあ るのではないかと思います。

若い人は携帯をよく利用するのですが、携帯から質問ができたり、アンケートをとったり、というようなことをすればどうかなと考えています。

委員長:今のことについてですが、市役所の責務で、積極的な情報提供に努めなければならない。とありますが、むしろ具体的に必要なところへ必要な情報が提供できるように積極的に努めなければならない、といこ

とですね。

委員A: それと常に双方方向でということで。

委員長: それと、モニター制度については、今回記載していませんが、そのような仕組みはどうかということを少し書きくわえたいと思います。

委員A:必要な人が集まってやっていくということが大事かなと思います。

委員B:いまいろいろ意見を言いましたが、行政の人たちの意見を聞きたいで すね。

委員長:行政の方も是非お願いします。

委員 I:時々見受けられるように思いますが、役所を頼りきるということでは なく、自助努力という気持ちを忘れないでもらいたいと思うことがあ ります。

委員C:自助努力ということが出ましたが、生活保護で、これは、何とかして やろうと思ってくるような人がいてるように思います。

委員 I: もしそういうことがあれば断ち切るということでやっていきたいと考えています。

委員A:自助努力って具体的にどういうことですか。

委員 I: 例えば、就労支援をしますが、自分で積極的に見つけに行っていただくということと思います。

委員G:いまの話ですが、自助努力を行えるサポート体制を作らないと、と思います。また、情報公開だ、何だと言って、市の職員が仕事しづらくなっていってるように思いますが、それで実際興味を持っている人どれだけいてるのかということになれば、あまり意識する必要がないのではないかと思う。

信頼して仕事を任せられる職員、それをチェックする議員、また議員 をチェックする市民の意識を向上するという方がいいと思います。一 部の情報公開にとらわれるより、本来するべきことができていないと いうことが、無駄なことだと思います。

また、公務員の権限などすべてが規定されていると思いますが、それを市民がどれだけ知っているのか、それを見守っていく姿勢がいるのではないかと思います。

そこで、職員の方にこうすればもっと仕事がしやすいですという案を だしていただくと、分かりやすいですが。

- 委員B:これから情報公開する云々とかということではなく、市民も行政もみんなで責任を持っていく必要があります。その時にずっと黙っている人がいますが、黙っててはいけないと思います、先程の方のようにこれはこうですと、はっきり言ってもらうとみんなが意識をすると思います。家族と一緒だと思います。皆責任を持ってやっていくということですから、一人で頑張ってきたけれども、一人でやってこれたわけではなく、みんなにお世話になりながらやってきたわけなので、っ皆さんに対しても出来ることがあればやっていきたいなと思っていますので。そういう条例を作りたいと思っています。だから行政の方の意見を聞いてみたいと思います。
- 委員J:市民に求めること、議員に求めることですが、皆さんみたいに市のことや行政の事を考えてくださるということが大変ありがたいです。しかし、市民の中には、自分の利益になること、自分が生きていくことで精いっぱいということがあるかもしれませんが、自分の都合のいいように無理を言ったりという方がいらっしゃいます。窓口業務についていましたが、申請にはいろんな条件があって、こちらの伝え方が足りないということがあるかもしれませんが、お金を払わずに帰りたいと言ってみたりとか、大切な証明を発行する時も、要件を確認することを伝えても、納得していくれない方がいてるのですが、自分の利益のみならず全体のことも考える市民が今以上に増えてきたら、いいということが現場にいてるものとして思うところです。
- 委員K:よく行政の者は市民は公僕だということで、私たちも市民の方のためにできることは何でもしようと思って働いてきてはいるんです。それを逆手に取られて、市民が言えば行政は何でもしてくれる、無理を言えば無理が通るっていうっていうような今の状況がどんどん公務員を萎縮させて本当だったら言いたいことも言えないし、言えば逆にまた文句を言われる。そういうような現状を市役所の人間もすごく打開したいと思ってるんです。思ってるけれども市民だから言えないという

のが、私も市民課に所属してましたので日々感じてました。ですから、 今日来てくださってる方、すごく意識の高い方ばっかりですので、そ ういった方々が増えれば、例えば市役所と市民が一緒になって市をよ くしていこうという思いをもつ方が増えることによって市はよくなる と思うので、今回の自治基本条例で、協働ということで進めていって いただくことはすごくありがたいことだと思いますし、行政側も市民 に対して言いたいことを言っていきたいなと思います。

委員L:考えは一緒だと思うんですけれど、僕達が本当に言いたい市民ってい うのは、ここにいらっしゃるような方ではなく、本当に言い方が悪い ですけど、モラルのない方っていらっしゃるんです。だから、市民と いって、ひとまとまりにすることがまず議論するのを難しくしている のであって、市民にもいろんな種類の方がいらっしゃるんですけれど、 それで、結局僕達がものを言いたいのはモラルのない市民の方なんで すよ。だから、僕達としましては、そういうモラルのない市民の方を どうやったら少なく出来るか、減らせるかということを考えたいなと 思っているんですけど。

委員C:市職員の人を公僕というのは、市民一人一人の人にサービスするのとは違いますからね。公僕は市民全体です。この前自治条例の中で市民全体に対する奉仕と、私はお願いしたんですけれど、ぜひわけのわからない市民にぺこぺこするのは絶対やめていただきたい。市民一人一人にサービスするというのではなくて、市民全体の意思決定したことに対して、一生懸命頑張るというのが役所の方なんですから、絶対に自信を持ってやってほしい。要するに最後の決め手は当面は市長さんですよ。今のところ市長が意思判断するみなさんの上司なんですから、それが市民全体の意思、ですから市長さんに言って何とかして、市のことは部長さんたちと何とかして、その組織の中で自信を持ってやってもらうというのが大事で、わけのわからない市民の対応で、それが公僕だから、ちょっと受けるというのは間違いです。そのこと全体に対して議会の先生方がそれぞれ問題はあるんですけど、当面はそういうことなんで、市民一人一人に対する公僕ではなく、自然体のサービスをする人という意味なので。

委員A:条例に市役所として統一した、さきほどおっしゃったような思いをき ちっと入れるっていうのがね。 委員B: それを入れないといけない。それを入れたいから言ってもらわないと。自分達の権利ばっかり、こんなのおかしいとかあんなのおかしいとかました。 言うけど、行政の人も市民もおかしいところはあるとおっしゃいましたよね。そんな話を聞きたいんですよ。それでその中でお互いに行政の条例を入れ、市民の条例も入れ、その中でミックスしたすばらしい門真の条例を作って、ようやくできたなとなる。

委員A:市民憲章っていうのがあるんだから、市役所憲章っていうのがあって もいいですよね。

委員長: まあ、市役所憲章を定めるべきというのを条例に入れることも可能は 可能です。

委員A:いやいや、そういうことがあってもいいかなと。

委員M: 本題から外れるかもしれないですけど、私環境対策課という結構クレ ームの多い部署に所属してまして、一対一で市民の方と対応させてい ただくことが多くてですね、色々苦情があったら家に行かせてもらっ たりしてですね、ある時ナイフを突きつけられたことがありまして、 そういう時でも変な意味で萎縮というのが染み付いていて、ここでも し相手がかかってきて、はたいたとしても、公務員は責められるのか なと。そこまで染み付いてしまっているのは悲しいところなんですが、 そういうのを払拭して一人一人がマンパワーを発揮していったほうが 市役所のためになるし結果的には地域のためにつながっていくと思う んです。今、公務員ばかり責められますけど、公務員がやってはいけ ないことは普通の人もやってはいけないと思います。僕達だけが飲酒 運転したらいけないのではなくて、普通の人も当然飲酒運転はしたら いけなくて。そこばっかりクローズアップされてすごく萎縮されてい る感じはしますね。僕は役所に入ってまだ7年ですけど、入る前の気 持ちと入ってからの気持ちはすごく変わってしまって、そこらへんを 市民の方ともっと議論していけたらと思うんですけど。

委員C:公務員バッシングというのが一時はやって、とんでもないことですよ。 相手が反撃しないと思って市民のほうが公務員をバッシングする。教 員もそうですよ。ある時教員バッシングが起こって次が公務員バッシ ングですよ。相手がまじめで紳士的で反撃がないと思ったら平気でや る人がいる。それを社会全体で封じ込めていかないとどうしようもな らない。

- 委員H:一回問題にして、マスコミに取り上げてもらったらいいんじゃないですか。最低限僕は味方しますよ。テレビの前でバンバンしゃべりますよ。多分同じ気持ちを持ってる方が全国にいたら、それは絶対こちらに同情じゃないですけど、理解はしてくれると思います。問題になるのを怖がった時点で、意外とそれは押してきたほうの勝ちですよ。
- 委員D:何回も話が変わるんですけど、門真は何から見ても非常に今落ちてま すけど、まちを変えようと思ったら、とりあえずまちをきれいにしな いと変わらないと思うんですよ。シンガポールがポイ捨てしたら罰金 とかありましたよね。そういう感じで、そういうのを入れられるなら ね。前、ボランティアの仲間に門真でごみを捨てたら罰金ですと言っ たら、そんなの受け入れる人がいるか、罰金なんて払ってくれないと 言われたんですが、現実にそういうことができるのか。それと月に一 回、全市民、市役所も一緒に揃ってまちを掃除する。どこもやってな いことをやってみないと。少しの人が掃除してても追いつかないです よ。川にどんどんごみ捨てるし。だからどこでもやっていない、門真 市で全市民が月に一回掃除をするという風なことを条例に入れる。と りあえず、まちをきれいにしないと集まってくる人がろくな人が寄っ てこいないですよ。きれいなまちになったら、そんなに変なことはで きないと思うんですよ。だから、とりあえず、まちをきれいにすると いうことを門真はどこの市よりも先に全市民で取り組むっていう風に 何か変えていきたいと思いますけれどね。
- 委員G:有効的かもしれないですね。ニューヨークはそれで成功しましたしね。 割れ窓理論といって壊れていたらどんどん周りも汚していく。それでニューヨークがどうしたかというと横断歩道の新聞紙から取り締まる、地下鉄の落書きを消したら凶悪犯罪が減ったという過去の事例もありますので、そういうことからやっていったらね。それで、何かが変わった、門真が変わったというメッセージを出すと、職員の方のモチベーションも上がるし、議員も見られている、しょうもないことをしていたらいけないとなるし。
- 委員B:自分のところは会社の周りを、障害者の方に掃除してもらってるんで すけれど、周りはものすごく汚かったんですけど、毎日ごみを役所の

人が取りにこないといけないような状態だったんですけど、今は掃除をずっとしていたら周りの自治会の人、おじいちゃんとかおばあちゃんが同じようにやってくれてます。だから、条例で決めるとかいうよりも自主的に、暇があったら掃除しようということが、そういう気持ちになってほしいなと思います。だから、それがだんだん地域に根付いてきてるから、こうやってきれいにしてきたら、だんだんごみも減ってきたな、タバコも捨てなくなったなという気はしますね。だから、みんな一人一人がそういう気持ちを持って、無理やりやるのではなくて、個人個人が地元に帰ったらみんなやろうということでなって、どんどん波及していくのではないかなと思うんですけれど。だから、そういうことをやりたいなと思いますね。

委員N:40代、50代,60代、70代の方は積極的にこういう場に参加していただいておりますし、非常にありがたいなと思うんですけれど、20代、30代の方の参加が非常に少ないっていうのが一番これからの生活していく中で、まちづくりをしていく中で一番厄介だなと思ってまして、先ほど言われた清掃ですとか、やっておられるのは40代以上の方ばかりなので、若い方を入れれるようなまちづくりをできたら地域で育んでいただいて、コミュニティ政策などを地域で打ち出してやっていただけたらわれわれも助かると思うんですが行政だけができるものではないですし、やっぱり地域の人の力、周りとコミュニケーションが取れてないと出来ないことなので。

委員O: 先ほどの公務員バッシングの話と被るんですけれど、僕は公務員になる前、正直長いことフリーターをやってたんですけど、公務員ってあんまり良いイメージなかったんですよ。公務員バッシングも聞いてましたし、役所なんて何もしてないイメージがあったんですよ。僕は教育委員会にいて、今は議会事務局にいるんですけど、役所は本当は色んなことをやってるんですよね。福祉のほうでいったら子育て支援とかいろんなこともやってますし、それは広報機関がいいか悪いかは別にして、そういうことをもっと市民にわかってほしいと思いますし。後、マスコミは公務員を叩くことはしますけど、褒めることはほとんどしないですよね。いいことはちょっと新聞に載せたりしますけど、悪いことはバンバン取り上げてテレビで叩きますよね。いい政策をやっても、なかなかNHKで夜にちょっとやっていたりとかそのレベルだと思うんですよ。だから、マスコミの報道を鵜呑みにしないでほしいということを入って思いました。

- 委員P:私は建築指導課で、この前も言ったんですが、違反建築の指導なんかをしても議員さんに言ったら何とかなると思ってる方もいらっしゃって議員さんに言ってうちに来るということもあるんですけど、うちはどういうことをするのが安心安全なまちづくりなのか、建築物をちゃんとしたものにするのが安全なまちづくりなんですよということを議員さんにも市民さんにもわかってもらうということで、決して口利きが効くということはなく、毅然とした態度でやってるということがあるので、口利きが効くということは絶対にないです。そういう気持ちでやってます。それで、市民に多いのが違反建築も、他がやっているからいいんだ、まず他に行けというのを必ず言われるんですよ。そうじゃないんですよ。まず、自分が安心安全なまちづくりをしていくために、直していくという気持ちを持ってほしいんですよということでやってるのでそういうことをわかってほしいなと思いますね。
- 委員C:判断基準が明確なところは、そういう風にいえるんですが、建築基準 法だとかね。ところが生活保護になると内容が曖昧になる。だから、幸 せなんですよ。
- 委員Q:私はまちづくりということで現場に出ることが多いので、そこでの市民方との内容なんですけど、下水工事とか道路工事とかしますとみなさんにご迷惑かけることもあるんですが、やはりその下水道管とか道路はみなさんに影響が出てきますので、なんとかご協力お願いしますというので、話はいってるんですが、やはり今までですね、何度か怖い経験もしましたし、その辺は市民の方もわかっていただいて、これをすれば門真市もいいまちになるのでということでもうちょっと協力をしていただいたらよかったなという経験をしたこともありますね。結局今までの中でいいまちになるから頑張ってくれという方もいらっしゃいましたが、やはり自分のことだけを考えて苦情等をおっしゃる方もいらっしゃって、ちょっとこっちが納得いかないような苦情もあって、そういうことを感じることもあります。
- 委員C:職員の方が自信を持って出来ないといえるようなバックアップが不足しているんですよね。市民も信頼されていない。NOといったら自分だけになってしまって議会で袋叩きになってしまうと。市民のほうもそういう応援部隊が必要なんですよね。しっかりした条例を作っておくとか。職場もそうなんですよね、上司だとかね。そういう体制が本当に自分を

守ってくれる体制になっているのか。

- 委員R:情報公開とか文書的な公開はあると思うんですけど、こういった場で 実際にあって話すというのはとても大事なことだと思います。内部のこ とをどれだけ話していいのかというのは判断できないところもありま すし、やっぱりこういった本音で話せる機会も設けることを視野に入れ た条例もいいのかなと。やっぱり、文章で見て、いいことが書いてある けど、実際どうなんだろうということも多いと思いますし、他にも計画 を立てる段階で話し合ったりする場合もあるんでしょうけど、まあ、軽 い気持ちというか本音で話し合える場を直接持てたらなと。
- 委員S:情報公開なんですけど、市民の方は行政に情報公開をしてほしいとおっしゃるんですが、僕達からしたら、市民の人にももっと情報を公開してほしいと思うんですよ。例えば個人情報が言われてる中で、隣の人が何をしているかわからない。昔だったら隣の人が何をやっているかとか、どんな人が住んでいるのかわかってたと思うんですけど、ワンルームが多い門真市内では隣の人が何をやっているのかわからないし、そういう意味で地域のつながりが悪くなってると思うので、もちろん僕達が情報を公開するのは当たり前なんですが市民の人も自分が持っている情報をもっと開示してもらって、もちろん隠したい情報もあると思うんですが、市民の人が何をやってるかがわかれば、僕たちも何をするべきか見えてくるので、もうちょっとそういうことをしていってほしいなと思います。
- 委員T:市民の方にお願いしたいことということなんですが、さきほどお話があったように市民という風にひとくくりにしてしまうからあれなんですが、市民にしても行政にしてもお願いしたいことがあるということは本当に一部の人に関してのことだと思うんです。生活保護の話にしても、保護にかかられる方で毎月自助努力していない方に対して、何かお互いの行政側にしても市民側にしても意見があると思うんですけれども、それを行政を通して言うっていうシステムになってしまってると思います。こんな生活保護が多いのだから職員がちゃんとしろということもあると思うんですけど、生活保護を受ける世帯が多いっていうのは職員の責任じゃなくて、地域でも見守ってほしいところもあるし、その上で職員のやり方でここが間違っているということがあればそれは素直に受け入れられるんですが、今の状態だと一部の市民の人が悪いということも職員の責任になってしまっているのでそこはちょっと考えていただ

きたいかなと思いますね。

委員U:僕は道路課の人間なんですけど、普段は大体工事の担当とかやってまして、今日あった出来事なんですけど、ある市民の方から道路を直してくれという要望があって、道路が確かに悪かったので、今日工事に入っていたんですが、工事中に市民の方から電話がかかってきて、なぜ工事をするんだという理不尽なことをいわれたんです。それで、今すぐ来てくれといわれたので、ちょうど12時だったのでお昼から行っていいかと伺ったところだめで、すぐに行かせていただいて1時間くらい説明させていただいたら、自分が要望したということもわかってくれたんですが、そういう理不尽なことにはちょっと耐えれないですね。僕も一人の人間なんでね、腹が立つこともありますが我慢しなくてはいけないということで、すごく言いたかったですね。そういったことがいえる状況じゃないということもちょっと困ってますね。

委員A:頼んだことを忘れているの?

委員U:予算つけてからじゃないと出来ないので、半年くらいかかったんです ね。

委員A:忘れてらしたんですね。

委員V:私は域振興課ですけど、今話していただいてたこと、本当に職員一人一人が感じていることで、無理難題を言って腹が立つこととか理不尽なことがたくさんあるんですけど、やっぱりその中で職員としてはその人の言い分も守って何とか誠意を尽くしてわれわれの持っていることを伝えたいということで窓口で対応させていただいていると思います。生活保護の職員もそうです。よその市と比べて保護率が高いという風なことで批判されるのも良くわかるんですがこれに至った今までのまちづくりとか、そういう地域性というのがあったと思うんです。そういうことなしには語れないと思いますし、職員一人一人は法に基づいて、誠意を持っておられると思います。僕も保護にいたことがあるんですが、そういうところでは理不尽なことを言われましたし、包丁持ってこられたこともありましたし、いろんな方がいらっしゃるので言っていることもわからないという方もいらっしゃるんですよ。そういうところでも対応していかないといけないということで、職員は窓口の攻め際のところで頑張っているという風なことがいろんなところでたくさんあるんです。

そういう中で考えていかないといけないのは、いろんな人にも自分の権利ばかり主張するという人もいらっしゃるし、権利もそうだし職員として平等に対応していかないといけないということも思うんですね。その中で条例を何とかしていこうと議論されていると思うんです。

自治基本条例というのはこれから進めていく条例や施策を決めていこ うというところで、色んなルール作りをして色んな人の思いを入れなが らよりいいものを作っていく、そういうルール作りをしていかないとい けないなということでこういう条例作りをしようという声が上がって いると思います。その情報公開についても言われてますが、なぜ情報公 開しないといけないのかということをぜひ議論してほしいと思います。 情報公開して情報共有して、そこから始まると思います。色んな情報も みんな持っていると思います。それを出し合ってそういう土壌の中で、 同じ条件の中でものを考えれば、みなさんの同意ができるようなものが 出来ていくと思います。そういうことをまず、市としてもやっていかな いと思います。特に法律もありますし、条例もありますし、色んな制度 があるわけです。それが市民になかなかわかってもらえない、そのため に色んなトラブルが起きるということがありますのでそんなことを情 報公開という形でどんどんやっていって共有をして、環境作りをしてい かないといけないと思います。その中でこそ、初めてこれから市も目指 してますけど、協働ということを考えていかないといけないなと思いま す。恊働といったら今まで行政がやってきたことを、おそらく十分じゃ ないことも確かにありますし、地域の人の色んな声を聞けばもっといい 地域へのサービスも出来るということもあるので、そういうことをやっ ていかなくてはいけないかなと、そういうルール作りもまたここで話で きたらいいと思いますし、やっぱり、そういうことをやってからこそ、 今の状況ではなかなか行政では市民の要望に応えられないということ に対してもっと応えられるようになるのではないかなと思いますし、そ れが次の行政なり、地域をよりよくしていくという持続的なことにつな がるのではないかなと思います。それが先生が書いてくれているとおり、 まちづくりの理念、基本原則に書いてくれてますけど、そういう風なつ ながりの中で、われわれは物事を考えていきたいなと思ってるんです。

委員B:今、行政の人に大体話してもらったけど、やっぱりそれです。行政の人が思っていること、色んなことをさきほど言われたとおり2ヶ月に一回くらいそういう話をしようかと。それでこんな困ったことがありますよということを広報に載せたりするとか。生活保護の人を認定するにしてもみんなが共通した考え方を持って、それを解消できたらそれこそ本

当に楽しい門真ができるし、これから門真良くなったなとみんなに思っ てもらえる。だから、行政は行政で言いたいこと言ってもらったら、こ っちは市民もきついことばっかり言っていると思うし、私たちは行政に 何をしているんだ、おかしいと言って責めてもいけないし。市民もこん な人がいてますよという話も聞けたし、それをお互いに共有してこれを いかに解決しようかと。やっぱりこういう機会も持ったし、そういうこ とは本当に条例の中で謳っていかないとね。困ったときに市民に、こん な風になってますけど助けてもらえませんかとか言うときもあります よね。生活保護を認定するときも、市民の人がこれはどうしてもだめで すよ、納得できませんというのがあったら自分達も参加してボランティ アという形で出来ることもありますよね。そうやったらみんなが責任を 持って納得できますよね。これからは行政の人もそうだし、市民も責任 を持つようなことを。自覚していかないとこれ以上この状態で、行政は 行政で自分達のやったことには自信があって何も問題ないと言われて も、こっちはこっちでグレーゾーンがあるな、なんか暗いところがある と感じる。情報公開だと言っても始まらないし、みんなで考えたらいい んじゃないかなと思いますし、そういう条例を作れたらすばらしいと思 います。

委員長:みんなで考えるというのを条例の中に入れたいですね。門真市らしい ね。今までないと思います。

委員W:今日、生活保護の概要をお話させていただいて、初めて生活保護のことを知る機会を持てた方もいらっしゃると思うんです。だから、新聞、ニュースで出ることっていうのはいつも悪いことが出ますので、生活保護を受けることがだめだという先入観は持たないでほしいんです。今こういう場で色んな視点からお話出来る機会がありましたので、もう一度家に帰っていただいて生活保護というのはどういう制度なのか、もしくは興味のあるようであれば、積極的に情報収集していただいて、先ほど言っていただいたようにどうしても社会に溶け込めない方もいらっしゃると。そういう方についてはボランティア等を積極的に活用したほうがいいと、そういう意見を持っておられる方もいらっしゃるので、ひとつの固定観念にとらわれずに、色んな視点で見るように出来たらいいなと思います。

委員X:私は少し前まで税にいたんですが、今日何回か出てくるように包丁や 刃物を突き出されたということも過去にはありますし、首根っこつかま れたこともあります。まあ、はっきり言って門真市民ってこんなんかなと思ったこともあるんですが、ある時、税なので徴収率とかをオープンにしようということで例えば広報に載せたり、あるいはインターネット購買始めましたというような新しいことを始めた際には、広報に載せたりまた、インターネット上で報告したりということもやってきました。そうすると普段きっちり収めてくれている納税者の方、普段我々納税課の人間がお話しするような機会のないような人たちが意見をいっぱいくれました。その意見を聞いて初めてわれわれ行政側の人間としては正しいことをやったんだなと自信を持てたこともありました。だから、はっきり言ってしまえば、自分達がやっていることは周りからそれが正しいんだよといわれてきてるものですから、それが最終的に市民の方から見られた際に何やってるんだ、それは間違っているという声がない限りそれを遂行してしまいますので。だから、大事なのは市民の声をどういう形で吸収するか、そういう仕組みを行政側で用意しないと市民の方からの声というのは響きにくいと思います。以上です。

委員Y:ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけれど、市役所の役割柄、さっきありましたような、ちょっとモラルがないとか、態度が悪い方が来る傾向にあると思うんです。部署によったら、市民といえばそういう人ばっかり来るので、そういうイメージを持ってしまって本当に言いにくいですけど、そのような部署もあるんです。そういうところでは、職員が市民に対して壁を作ってしまうのもわかるというか、仕方がないような環境なのかな思うんです。結局そういう人が他の所に言ってもずっとそういう印象を持ち続けてしまう現状もあるので、ぜひ壁を取っ払えるような仕組みとか、機会とかを考えられればいいかなと思うんですけれど。

委員A: なぜそうなったかということですよね、その人が。そういう人が結構 他ではいいおじさんだったりするんですよね。なので、本当になぜそ ういうことになってしまったのかということがね。例えば、私は消費 者センターに電話して相談したときに色々親身になって相談に乗って くれて、まあ、結局解決はしなかったんですけどね。大変ですねとか わかってくれて、色々調べてくれたので私はすごくいい感じがしたん ですけれど、逆に今担当の人が外してますのでまた後ほどってなると ちょっとね。門真の人って、親身になってくれるとそうなんですよと なるけど、ぶっきらぼうにされると何なんだとなるんですよね。市民 性なのかなと。

委員S:僕もさっきは言いたいことを言いましたけど、結局こっちが悪い面も あると思うんですよね。さっきおっしゃられたように本当はいい人な のに市役所に来て、窓口の対応で悪い態度をとってしまうということ もあると思うので。結構悪循環になってしまってるという面もあると 思ういます。だから、そういうおっしゃられたことに対してこっちも 考え直さないといけない面もあるなと。

委員A:大きい声で怒鳴るおじさんって確かにいると思うんですけど、別に悪い人じゃなかったり、本当にひどい人もいてますけど。その辺ちょっと市役所的な対応よりも。

委員F: そんなの無理じゃないですか。職員も減らされてそんな一人一人世話を焼いてたら市役所の機能がなくなるので、市役所はやっぱり公の、本当に公共の福祉で、みんなのために仕事だけしてくれたらいいと思います。だから、個人はNPOなり市民団体なり地域でやらないといけないことだと思います。そこらの住み分けをきっちりすべきだと思うんです。市役所の方が一人一人の市民のことを見るのは無理ですから。

委員A:ちょっとした対応ですね。

委員F: それはわかりますよ。それが抜けている人もいますよ。ある程度どこかで線は引いてもらわないと、市役所の仕事ってそんな一人一人やってたら無理ですよね。

委員A:なんか国民性とかあったじゃないですか。

委員F:簡単なところで例えば笑顔で対応するとか、そういう努力時はしても らいたいですけどね。受付に言ってもずっと立たされたままだとつらい ものがありますからね。

委員Y: すみません、生活保護のご説明していただいたので。生活保護のお話で一個だけちょっと教えていただきたいことがあるんですけれど、総合計画のほうを見ると生活保護のところは生活自立の支援と書いていて、その中で市民に何をお願いするかということがこの中にも書かれているんですけれど、そこで書かれているので生活支援を受けている人は健

康や生活管理に努め、生活自立に向け積極的に取り組むとこう書いてあるんですね。今日お話していただいたのは、要するに窓口にこられる、相談にこられる市民の方との関係ではなくてもうちょっと広い一般市民の方との関係ですとか、そこでの協働をどうするか、あるいは市民の側は何を手伝えるのかというとこでいうと、どこを手伝ったらいいのかということを教えていただくことが重要かなと思うんですけれど。この点に関してはどうですかね。市民の側にこの辺手伝ってほしいとか一緒に考えてほしいとか、ひとつはさきほどおっしゃった生活保護のことに関して理解を一緒に深めてほしいことをおっしゃっていただいたんですけれど、他に何かコミュニティの側で出来ることとか宿題みたいなものをいただけたらと思うんですけれど、どうでしょう。

委員 I: 先ほどおっしゃっていただいたようなボランティアに参加するとか、 生活に困窮する方への社会的な支援は国のほうですごく議論されてい て、23年度である程度予算がついて、そういうことでやっていってく ださいと示されてるんですけど、門真市の中でもそういうボランティア 活動に参加していただいてつながりを強くしていけるような施策とか 取り組みをやっていきたいなと思ってるんですが、なかなか自治体側だ けではどこからはじめたらいいのかということがわからないので。

委員Y:ぜひ、うちにきていただきたいです。ボランティアの人を募集してますので。あの、本当に人手がなくて困っているところでボランティアでやっていただけることでしたら非常にありがたいですし。

委員H: 例えばなんですけれど、さっきの生活保護を受ける条件の中に厳しく しろとは言わないですけれど、まず最初、保護を受けるという決定の段 階でさきほどおっしゃったいたようにまず参加してください、これが保 護を受けるための最初の条件ですよとか。更新みたいなものはあるんで すかね?年ごとにとか。

委員 I: 更新というわけではないんです。

委員H: そういうのがあったほうがいいと思います。例えば1年に1回そういう人が集まってまた保護受けるということになれば、またやってねというように。

委員 I: 保護を受けられる方というのはさまざまな方がいまして、仕事がなく

てという方でしたら掃除に参加とかは出来るんですが、身体的にどうしても動けなくなっていられる方、心の病にかかってまして、交流することが出来ない方などもいらっしゃるので。あの人身体は健康なのにってよくいわれるんですが、そういう人は内科的疾患があったり、心の病を抱えてたり、さまざまな方がいらっしゃるので、先ほどお願いしたとおり先入観に捕らわれずに色んな視点に立ってみてくださいというお願いをさせていただいたんですが。

委員B:その件に関して、努力したんですかとか、今までどうしてたんですか とかそれはちょっと書いておくべきではないですか?その人が今まで 何をしてきたのかということを。

委員 I: 一応ね、面接段階で生育歴という形でその方がどういう生活をしてきたかという聞き取り調査はやらせてもらってるんです。ケース記録のほうにそういったこともきっちり書いてやらせてもらってます。

委員B:ストレートにききますが、先ほども言いましたが市民に何をしてほしいですか?

委員 I:シルバーの方もいらっしゃるので、高齢者の方で積極的に働きたい方につきましては、登録していただいてどんどん地域のボランティアという形でやっていただきたいですし、絶対に生活保護=悪ではなくて、生活保護の情報をきちっとわかった上でじゃあどうすればいいのかということを私たちも考えますし、市民の方も一緒に考えてほしいということです。

委員B:市民が一緒にやったらそっちも楽ですね。

委員H: 例えば、若い人の生活保護ですけど、職を探しに行きましたか?ということを尋ねていますか?

委員 I: それはもちろん確認しています。

委員H:行ったというだけですよね。欠席しててもわからないでしょ。

委員 I: 例えば、ハローワークに行ってらっしゃいましたら、求人票というの がありますので、それを持ってきてもらいます。毎月、求職活動報告書 というのを提出しないといけないんですよ。そこにどこに面接に行ったかとか全部書かないといけないので。それで形跡等を確認しています。一定期間、求職して仕事が見つからない方については最終的に保護が切れてしまうというのもありえます。

委員H:ボランティアの人と一緒に行くとかね。われわれがアドバイスできるかもしれないですし。そういう施策もいいと思います。

委員 I: そうですね。横のつながりがすごく大切だと思います。

委員H:横、縦、斜めのつながりが大切だと思います。

委員A:ボランティアすることで、生きてていいんだというような希望が湧き ますよね。やっぱり自分にもできることがあるんだというね。綺麗事だ とおっしゃる人もいると思いますけど、苦しんでると思うんですよね。 やっぱり生活保護をもらってラッキー、遊んで食べれるという気持ちで はなくて、お金をもらって申し訳ないな、私に何かできることがないか なという思いをやっぱり持ってほしいんですよね。ボランティアやって ると、人が喜んでくれることとか、ありがとうと言われることがすごく 嬉しいことで、そういうものをギスギスした生活の中で一回でも味わっ たら、積極的にやれるようになると思うんですよね。やっぱり若い人は 自分が何もできないとか思ってしまっているし、市役所に勤めている方 なんて立派なものですよ。それが出来ない人が生活保護をもらうわけで。 なんとかそういう人に生きていく希望をもてるようなね。まあ、そんな 人ばっかりではないですけど、そういう人もいてると思うからそういう 人にはやっぱり道をね。というのは、本当にどうしたらいいですかねで はなくてやっぱり、そっちも考えないといけないし、そういう場を持っ てね。生活保護が多いというのは、ピンチはチャンスですよ。そこから やっていくという、門真の特色ですよね。そこからやっていくというの も、ひとつですよね。中心になってやっていくというのも大事かもしれ ないですよね。門真市の一番大事なところかもしれないですね。

委員 I: 一応対策本部の中にもボランティア活動ということも明記させていただいてますので。実際に13ページの3番の2の部分ですね。この中でどんどんそういった議論もさせてもらいますので。

委員A:いいことが書いてあっても、それが回転していかなかったら議会で色々

議題になって、2月の議会報告一応読みましたけど、第5次総合計画に沿って子育て支援に関してもいいことやっているんだと思うけど、それってうまくいくのかいかないのか、そういうものがやっぱり書いてあってもそれが有効に機能しないとだめなので、そこは真剣にやっていかないと。そういうことのために自治基本条例はいいものを作らないといけないなと思いますし、積極的にやっていかないとなという風に感じますね。

委員長:延長してもいい気がしますけど、次回はですね、そういった話題で公 民協働とか地域コミュニティをテーマにいたしますので、その議論は次 回もこういう形で意見交換したほうがよろしいですね。次回もこういう 形でとりわけ今出てきたような公民協働とか地域コミュニティとかの 話をしていただきながら、また今日の話をしていただきたいと思います。 私は今日出てきた思いは結局一緒だと思うんですが、それを双方がより 役割を果たしやすい環境をそれぞれどう支えたり作っていけるかとい うことだと思いますから、そういった点を含めて、また私のほうで条文 に勝手に盛り込ませていただきながら議論を進めていきたいと思いま す。今日はせっかく盛り上がったのに申し訳ないんですがこのあたりで 終わりにしたいと思います。

議長:みなさん、長時間ありがとうございました。本日の会議は私は非常に有意義だったと感じています。まずですね、基本的にざっくばらんに本音を出し合って、議論というよりも、話し合いをする。これがまず最初の情報公開ではないかと私は感じております。ですから、以後もこのやり方で進めていければいい条例が出来るのではないかと私は確信しております。それでは、時間があまりありませんので、次は事務局のほうから案件3、第7回検討部会の日程調整をお願いします。

事務局:それでは、日程調整のほうをさせていただきたいと思います。1枚目の検討部会の次第のほうお願いします。そちらのほうに検討部会第7回検討部会の日程のほうの載せさせていただいております。候補日は2つ、4月8日午後7時からと4月9日午後1時時半からということで、4月9日土曜日のほうですが最大で3時間ほど議論する時間が取れそうですので、もし議論をかけたいということでしたら、土曜日のほうにご参加いただけたらと思います。最近議論が深まってきておりますが、長い時間は土曜日しか取れませんので、土曜日に参加していただけたらと思います。それでは、ご都合のほう聞いていきたいと思います。4月8日

金曜日午後7時のご都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないですね。4月9日土曜日午後1時半からの開催でご都合が悪い方はいらっしゃいますか。たくさんいらっしゃるので、4月8日午後7時からの開催とさせていただきます。4月8日土曜日午後7時から門真市民プラザ生涯学習センターの集会室で行いますのでよろしくお願いします。ここ最近ずっと文化会館が続いておりましたが、4月8日午後7時からは門真市民プラザ2階の生涯学習センター集会室で行いますのでご注意ください。一番最後に開催通知の白紙を挟んでますのでご記入のほうお願いいたします。また、第8回検討部会の候補日は次第の方に提示してますので、ご予定の調整のほうお願いしたいと思います。もうひとつ、1月10日第2回策定部会というのを開催いたした。ご参加されていない方、資料のほうを入り口のいすの上に置いておくので、お帰りの際お取りいただきますようお願いいたします。次回は2月の17日午後7時から文化会館にて開催いたします。

議長:みなさま、長時間にわたりまして色んな意見を出していただいて本当に ありがとうございました。次回以降も何卒よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。